

# 交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 2010 確定第 2 次要求書の提出等について  
交渉日時 平成 22 年 11 月 5 日（金） 16 時 00 分～17 時 30 分  
交渉場所 うじ安心館 3 階大会議室  
交渉出席者 当局側 平本人事監 梅垣市長公室長 宇野次長 星川人事課長  
蒲原主幹 石田主幹 山田給与係長  
組合側 田中執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計 17 人

概要	要
組合の主張	<p>2010 確定第 2 次要求書の提出と、勤務条件その他に関する交渉等を行った</p> <p>（確定第 2 次要求書について） 前回は第 1 次要求ということで、平成 22 年人事院勧告に関連する項目のみ の内容で要求書を提出したが、今回は、平成 22 年人事院勧告に関連する項目 やその他の項目も含め、勤務条件全般の要求として、第 2 次要求書を提出す る。</p> <p>（確定第 1 次要求書の回答について） 給料表の改定・一時金の減額は反対である。</p> <p>2 年連続マイナス勧告、10 年前に比べ所得は減少し、保険料などの掛金増 により可処分所得は大幅に減少している。限られた日程の中で組合要求に応え るため、当局の回答に向けての考え方は。</p> <p>京都府や京都市の人事委員会勧告にも盛り込まれていない年間調整、55 歳 超の定率削減は制度上矛盾を抱えており、実施すべきでない。</p> <p>給料表の減額改定があったから、現給保障者を国と同じく一律で減じるとい うのは説明がつかない。現給保障対象者は昇給がない中、職員のやりがいや生 活を守るという観点から言えば、現給保障額の引き下げは実施すべきでない。</p> <p>（その他について） 超過勤務の問題で、終礼の実施状況はどうか。また、実施できていないとこ ろの理由は何か。</p>

当局の主張	<p>(確定第2次要求書について) 持ち帰り、後日回答したい。</p> <p>(確定第1次要求書の回答について) 厳しい社会情勢をみると人事院勧告通りに実施せざるを得ない。</p> <p>(その他について) 終礼の実施状況、実施できない理由については、調査を行い回答する。</p>
-------	--